

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性とコンプライアンスを徹底するため、コーポレートガバナンスの充実を図りながら、当社グループ全体の経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築します。また、企業倫理、経営理念等を当社グループ全体に浸透させるため、様々な施策を通じて全社的な活動を展開します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、以下の原則を実施したため、本欄より削除しております。

【補充原則1 - 2 - 4】(株主総会における権利行使)

【補充原則3 - 1 - 2】(情報開示の充実)

【原則5 - 2】(経営戦略や経営計画の策定・公表)

2020年6月23日時点において、当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4】

(1)政策保有に関する方針

当社は、政策保有株式として上場株式を保有していません。今後につきましても、事業機会の創出、取引・協業関係の構築・維持・強化等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合を除き、保有しない方針としています。

政策保有株式を保有する場合、上記の方針に照らし、保有の意義が希薄と判断した場合には、できる限り速やかに縮減していく方針としています。

(2)政策保有株式に係る検証の内容

政策保有株式を保有する場合は、定期的に、取締役会において、保有によるメリット、リスク、資本コストに対する投資対効果などの経済合理性、将来の見通し等についての評価を行い、継続保有の判断を行うこととしています。

(3)政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有株式に係る議決権の行使は、画一的に賛否を判断するのではなく、投資先企業の経営方針・戦略等を十分尊重したうえで、中長期的な企業価値ならびに株主還元向上の視点から、議案ごとにその賛否を判断し、議決権行使をすることとしています。

【原則1 - 7】

当社が、関連当事者間の取引を行う場合には、社内規程に基づき、管理本部担当執行役員の確認を経て、取引の重要性の高いものについて、取締役会に上程し、決議しています。また、グループ会社役員については、定期的に、関連当事者取引に関する調査を実施し、監視を行っています。なお、取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しています。

(有価証券報告書：<https://willgroup.co.jp/ir/library/sr.html>)

(インターネット開示事項：<https://willgroup.co.jp/ir/library/report.html>)

【原則2 - 6】

当社では、コーポレートガバナンス・コードが想定している基金型・規約型の確定給付年金及び厚生年金基金を制度として導入していないため、アセットオーナーには該当していません。

【原則3 - 1】

(1)経営理念、経営戦略、中期経営計画を当社ホームページで開示しています。2016年5月に2020年3月期を最終年度とする中期経営計画は、2020年3月期に売上高1,000億円、営業利益40億円を経営目標として達成に向けて取り組んできた結果、連結売上高1,219億円、連結営業利益41億円となり、達成することができました。2021年3月期を初年度とする新中期経営計画について、公表は未定としていますが、基本的な考え方、5つの重要戦略について開示しており、「WORK SHIFT戦略」による高収益化を目指します。

(経営理念：<https://willgroup.co.jp/profile/policy.html>)

(中期経営計画：<https://willgroup.co.jp/ir/strategy.html>)

(2)本報告書 - 1. 基本的な考え方に記載の通りです。これに基づく具体的な方針や取り組みについては、本報告書の各項目をご参照ください。

(3)当社取締役の報酬の決定に関する方針は、本報告書 - 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】に記載しています。

(4)経営陣幹部の選任と取締役候補の指名については、社内規程に基づき、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視及び会社の各機能とグループ会社各事業部門をカバーできるバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しています。また、監査役候補の指名については、財務・会計に関する知見、当社事業分野に関する知識及び企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点により総合的に検討しています。

これらの方針に基づき、社外取締役を含む「選考委員会」において事前に審議し、取締役会で決議します。

また、経営陣幹部の解任については、別途定める社内規程に照らし、社外取締役及び監査役を中心として構成する諮問委員会を都度組成のうえ審議し、取締役会で決議します。

(5)取締役・監査役の各候補者及び選任理由ならびに経歴等は、その都度株主総会参考書類に記載しています。株主総会参考書類につきましては、当社ホームページに掲載している株主総会招集通知をご参照ください。解任を行う場合は、方針と手続に則り、適宜適切に開示します。
(株主総会招集通知: <https://willgroup.co.jp/ir/library/report.html>)

【補充原則4 - 1 - 1】

当社は、法令に準拠して取締役会で審議する事項を取締役会規程として定めています。また、職務権限規程等により経営陣が執行できる範囲を明確にしています。

【原則4 - 9】

当社では独立社外取締役候補者の選定にあたっては、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、以下に記載する当社の「独立性判断基準」を満たすものとします。

当社の「独立性判断基準」

当社は、社外取締役及び社外監査役(以下「社外役員」と総称する)または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

当社及び当社の関係会社(以下、併せて「当社グループ」という)の業務執行者*1

当社グループを主要な取引先とする者*2またはその業務執行者

当社グループの主要な取引先*3またはその業務執行者

当社の大株主(総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者)またはその業務執行者

当社グループが総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者

当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

当社グループから役員報酬以外に、多額*4の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等

当社グループから多額*4の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者

当社グループから多額*4の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者

当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者

上記 ~ に過去10年間に於いて該当していた者

上記 ~ に該当する者が重要な者*5である場合において、その者の配偶者または二親等内の親族

(注)

1. 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人ならびに過去に一度でも当社グループに所属したことがある者をいう。

2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者をいう。

3. 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。

4. 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。

5. 重要な者とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

【補充原則4 - 11 - 1】

取締役候補の指名については、社内規程に基づき、的確かつ迅速な意思決定、適切なりスク管理、業務執行の監視及び会社各機能とグループ会社各事業部門をカバーできるバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しています。これらの方針に基づき、社外取締役を含む「選考委員会」において事前に審議し、取締役会で決議します。

【補充原則4 - 11 - 2】

事業報告書及び株主総会参考書類において、各取締役・監査役の他の上場会社を含む兼任状況を開示しています。

(株主総会招集通知: <https://willgroup.co.jp/ir/library/report.html>)

【補充原則4 - 11 - 3】

当社の取締役会は次の通り運営され、実効性が確保されていることを確認しています。

a.原則毎月1回開催し、重要案件をタイムリーに審議の上、決議しています。

b.資料をあらかじめ配布または説明の上、十分な審議時間を確保して活発な議論を行い、経営課題について十分な検討をしています。

c.多様な経験を持つ社外役員により、経営課題について多角的な視点から検討しています。

d.重要事項を的確に審議し、より戦略的な議論を行うべく、適宜取締役会で審議すべき事項を見直しています。

e.決議した案件の経過又は結果についての報告を行い、取締役の職務執行状況を監督しています。

また、取締役会評価の実施のための自己評価アンケートを行い、評価結果に基づく改善に努めています。

【補充原則4 - 14 - 2】

取締役・監査役については、事業・財務・法令・組織等に関する幅広い知見を有する者から選任しており、就任に際し、必要に応じて研修を行っています。就任後においても、会社法及び時々の情勢に適した内容で社外の専門家による講習会や交流会等に参加する機会を設ける等、取締役・監査役に対するトレーニングを継続的に実施しています。

【原則5 - 1】

当社では、「情報開示の基本方針」「情報開示の基準」「情報開示の方法」「将来の見通しに関して」及び「沈黙期間について」からなるディスクロージャー・ポリシーを策定し、当社ホームページで公表しています。また、株主との建設的な対話を促進するための方針を次の通りとしています。

(1)当社のIR活動は、代表取締役、管理本部担当執行役員が積極的に対話に臨み、経営戦略・事業戦略・財務情報等について、公平性・正確性・継続性を重視し、双方向の良好なコミュニケーションを図るIR活動を展開します。

(2)管理本部を中心とし、経営企画、総務、財務、経理、法務、IT部門、各事業責任者等有機的に連携し、適時かつ公正、適正に情報開示を行います。

(3)対話の手段として、株主向け会社説明会の充実等に取り組みます。

(4)対話において把握された株主の意見・懸念等は、代表取締役または管理本部担当執行役員を通じて、当社各会議体へ適切かつ効果的なフィードバックを行います。

(5)ディスクロージャー・ポリシーに基づく沈黙期間の設定の他、インサイダー情報の管理に関する規程を運用し、徹底します。

上記にかかる開示書類につきましては、当社ホームページ(<https://willgroup.co.jp/ir/index.html>)から閲覧いただけます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
池田 良介	4,023,800	18.10
大原 茂	1,680,000	7.56
株式会社池田企画事務所	1,600,000	7.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,553,000	6.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	582,700	2.62
ウィルグループ従業員持株会	538,400	2.42
渡部 信吾	400,000	1.80
平 良一	367,000	1.65
市川 正史	296,000	1.33
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	286,500	1.29

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は上場子会社として、東証マザーズに上場しているフォースタートアップス株式会社を有しており、同社は当社グループのHR(Human Resources)を中核とした成長産業(ベンチャー/スタートアップ企業等)支援事業を担っています。同社の事業活動及び経営判断は、それぞれ自主性に委ねることを基本としていますが、グループの経営方針・戦略については共通認識が保たれるように努めているほか、役員の派遣なども通じて、経営面での助言を適宜行っています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
伊藤 修平	公認会計士													
池側 千絵	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤 修平			公認会計士としての経験と専門知識を有しており、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図れることから、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所及び当社が独自に定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
澤田 静華			公認会計士としての経験と専門知識を有しており、会社経営上の特に財務及び会計面からの監視、助言を期待し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所及び当社が独自に定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
奥村 真吾		社外監査役の奥村真吾氏は、2011年6月開催の各社の定時株主総会終結の時をもって当社及び当社子会社の社外監査役を辞任しております。また、同氏は2012年まで当社と税務顧問契約を締結しておりましたが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載は省略します。なお、当該取引は2012年6月をもって解消しています。	税理士としての経験と専門知識を有しており、会社経営上の特に税務及び会計面からの監視、助言を期待し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所及び当社が独自に定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
中島 英樹			弁護士として培われた高度な専門知識を当社の監査体制に反映することを期待し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所及び当社が独自に定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役を全て独立役員として届け出しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績目標の達成を行使条件とするストックオプションと、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした業績連動型株式報酬制度を導入しています。

業績連動型株式報酬制度の内容は、下記「取締役報酬関係」における「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役、ならびに従業員に対し、ストックオプションを付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2020年3月期における当社取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下のとおりです。
 取締役を支払った報酬の総額 85百万円(うち社外取締役2名に8百万円)
 監査役を支払った報酬の総額 21百万円(うち社外監査役3名に21百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

< 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項 >

役員報酬等については、株主総会の決議により、取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額(注)が決定されています。株主総会で決定された総額の範囲内で、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案のうえ、社内規程に基づき、取締役の業績に対する貢献度を常勤取締役で構成された「報酬委員会」にて評価し、客観性・公平性・透明性の観点より、社外取締役及び監査役を中心に構成する「独立役員連絡会」で事前に審議・確認したうえで、各取締役の報酬等においては、取締役会が代表取締役に再一任の上、代表取締役が決定しています。また、各監査役の報酬等においては、監査役会で決定しています。

< 役員報酬体系 >

「固定報酬」のみで構成されており、常勤取締役の報酬等の額については、あらかじめ定めた役位に応じた報酬額を基本報酬とした上で、掌管組織、職責及び前年度の業績評価に基づき決定しており、社外取締役及び監査役の報酬等の額については、業務内容、会社への貢献度及び就任の事情等を総合勘案し決定しています。

また、2020年6月23日開催の第14回定時株主総会において、上記報酬限度額とは別枠で、取締役(社外取締役及び無報酬の取締役を除く。以下も同じ。)に対する業績連動型株式報酬制度等を導入することが決議されています。本制度は取締役に対して、当社取締役会が定める株式交付規程に基づき付与されるポイント数に応じ、当社株式が信託を通じて交付される株式報酬制度であり、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としています。

(注) 取締役の報酬限度額は年額300百万円以内(2008年6月27日開催の定時株主総会にて決議)であり、また監査役の報酬限度額は年額40百万円以内(2008年6月27日開催の定時株主総会にて決議)です。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の職務を補助する専任のスタッフはおりませんが、管理本部役員室内においてサポート業務を兼任しています。管理本部役員室は、定時・臨時取締役会の開催に際し、決議事項及び報告事項等に関する資料を事前配付するとともに、社外取締役及び社外監査役から問合せがあった場合には、迅速に対応する体制としています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

その他の事項

当社では代表取締役等を退任した者を相談役・顧問等に任命する制度はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)

当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役2名)で構成されており、月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しています。

取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しています。

取締役会には監査役3名(うち社外監査役3名)が臨席して、重要な意思決定において常に監査が行われる体制を整えています。

(監査役会)

当社は監査役会設置会社です。当社の監査役会は監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されています。

監査役会は、月1回開催され、意見交換等を行っています。

また、各監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて各監査役の立場から意見を述べることにより、経営に関する監査機能の強化を図っています。

なお、監査役澤田静華は公認会計士の資格を、監査役奥村眞吾は税理士の資格を、監査役中島英樹は弁護士の資格をそれぞれ有しています。

(コンプライアンス委員会)

代表取締役を委員長とし、当社グループの取締役ならびに社内より選出した社員からなるコンプライアンス委員会において、法令遵守について都度確認、啓蒙し、各取締役または執行役員がそれぞれの管掌部門に周知徹底させる形でコンプライアンスの意識向上を図っています。

(内部監査室)

当社の内部監査室は4名で構成されています。内部監査室は、内部監査規程に基づき、法令及び社内諸規程の遵守指導にあたるとともに、当社グループ全体を定時及び随時に監査し、適法性の面からだけでなく、妥当性や効率性の改善に関する指摘・指導をしています。

(グループ経営会議)

グループ経営会議では、当社グループの取締役、執行役員を中心とし、直近の事業環境や業績動向の分析並びに中長期の事業戦略等の重要事項を協議しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記の通り、取締役の職務執行に対して、社外取締役及び社外監査役による監督を徹底しています。

なお、監督機能の有効性を高めるために、社外において十分な経営経験と見識を有した社外取締役を選任しています。

また、監査役3名中3名が社外監査役であり、専門性が客観的な観点から法令及び定款への適合性の検証を行っています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年6月に開催した株主総会の招集通知は、法定期日より3日早く発送しています。また、発送日に先立って、当社ホームページに掲載しています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は3月であり、株主総会が集中する決算月であります。株主総会集中日は極力避けるように努めます。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社が指定する株主名簿管理人の議決権行使サイトにて議決権を行使できる環境を整えています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する「議決権行使プラットフォーム」に参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページおよび議決権電子行使プラットフォームにおいて、英文の招集通知を掲載しています。
その他	招集通知を当社ホームページおよび東京証券取引所のホームページTDnetにて開示し、議決権行使の円滑化に関する施策を実施しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて「ディスクロージャーポリシー」を掲載しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家向け説明会を開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の年2回(5月、11月)の決算説明会を開催しています。また適宜、機関投資家への訪問や証券アナリストとのミーティング等を実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期開催はしていませんが、適宜、ミーティング等を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算短信、決算説明会資料(日本語・英語)、決算補足資料、有価証券報告書又は四半期報告書、その他適時開示資料等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部担当執行役員をIR担当役員に任命し、IR担当部署として財務部を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動指針「WILL WAY」及び「行動規範」を制定し、事業活動の第一線にまで広く浸透されるよう、様々な手法により伝達しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、東日本大震災の発災直後から、NPO法人が運営している“放課後学校”の支援や子どもたちが自分の未来にワクワク出来るような機会を創出するための課外活動や教育支援等、様々な取り組みを行っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	本報告書 - 1.【コーポレートガバナンスコードの各原則に基づく開示】[原則5 - 1]に記載の通りです。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a) 当社は、グループ会社を含めた役職者全員が法令、定款及びその他社会規範を遵守するために、コンプライアンス規程を定め、高い倫理性とコンプライアンスの意識を持った行動の実践に努めます。この徹底を図るため、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、役職者全員に法令の遵守、社会倫理に則った行動に関する教育・啓蒙を実施します。
 - b) 取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する可能性がある行為を予見した場合は、直ちに監査役会及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止します。
 - c) コンプライアンス経営の強化を目的とする内部通報体制として、外部の弁護士への通報窓口及びコンプライアンス委員を直接の情報受領者とするコンプライアンスホットライン規程を制定し、その規程に基づき運用します。
 - d) 内部監査部門として業務執行部門とは独立した内部監査室を設け、常時かつ専門的な業務監視体制をとります。
 - e) コンプライアンス委員会は定期的に、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、取締役に報告を行います。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、適切な保存及び管理を行います。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、代表取締役が全社のリスクコントロールを統括します。代表取締役は、予め具体的なリスクを想定・分類し、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備し、コンプライアンス委員会と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況を評価・監視します。
なお、不測の事態が生じた場合には、代表取締役を中心とした対策委員会を設置し、監査役、顧問弁護士その他外部アドバイザーと連携し、損失を最小限にすべく迅速に行動します。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a) 定時取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況を監督します。
 - b) 当社は、執行役員制度を導入しています。経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離させ、業務執行権限の委譲を推進することで、業務執行における責任の所在を明確にするとともに、事業環境の急激な変化にも適切かつ迅速に対応できる機動的な経営体制を構築します。
 - c) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任ならびに執行手続きの詳細を定め、適正かつ効率的に業務が執行される体制を確保します。
- 5) 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループの各社の業務執行は、法令等の社会規範に則ると共に関係会社管理規程等の社内規程に基づき、管理・指導します。また、個別案件については、関連性の強い当社各部門が管理・指導・助言を行うほか、必要に応じ役職員を派遣し、業務の適正を確保します。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容(使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等)については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保します。
- 7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果等を報告します。また、取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、速やかに監査役へ報告します。
- 8) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、会計監査人、内部監査室と連携を強め、必要に応じて随時意見交換会を開催します。
- 9) 財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行うための体制
当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断します。
- 2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社グループは、不当要求等への対応を所管する部署を総務部とし、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、警察等関連機関とも連携し、毅然と対応します。

その他

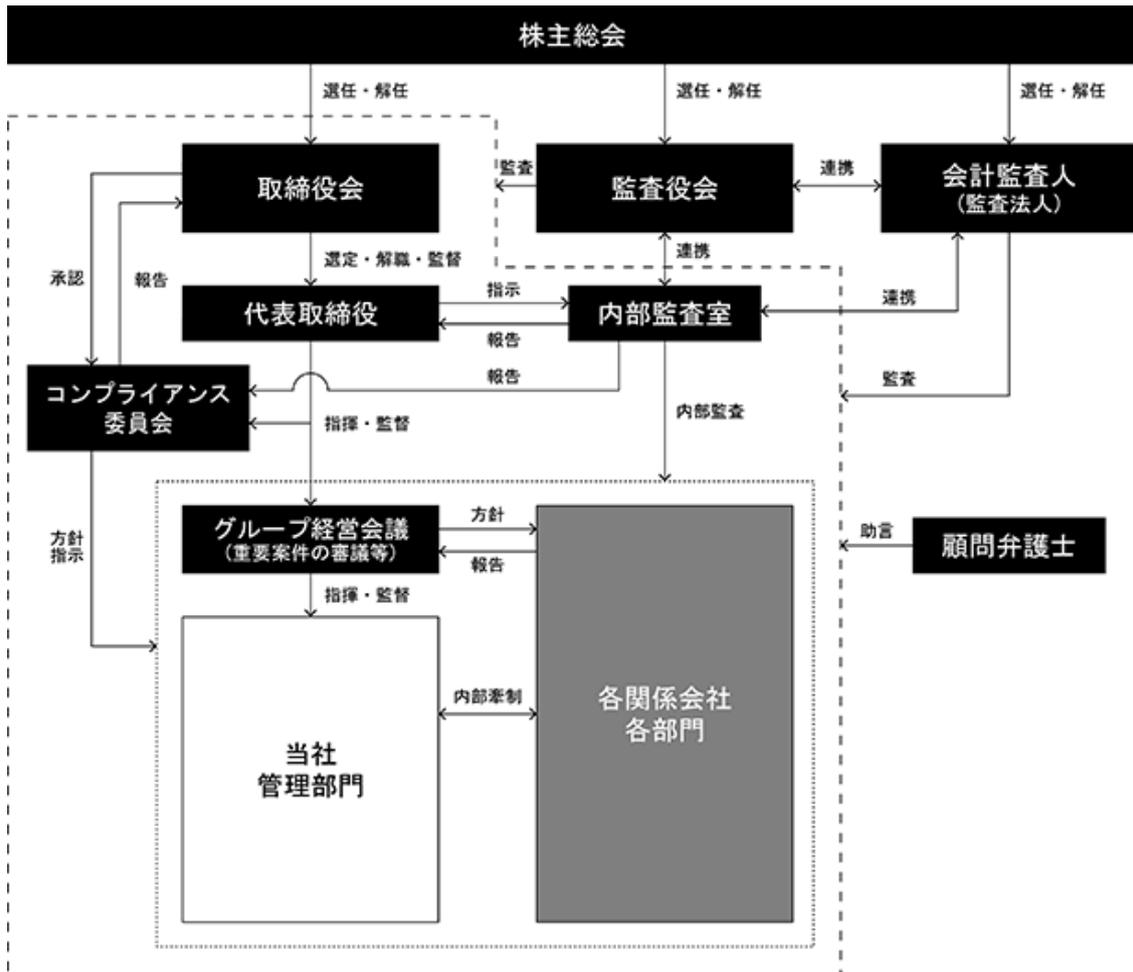
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

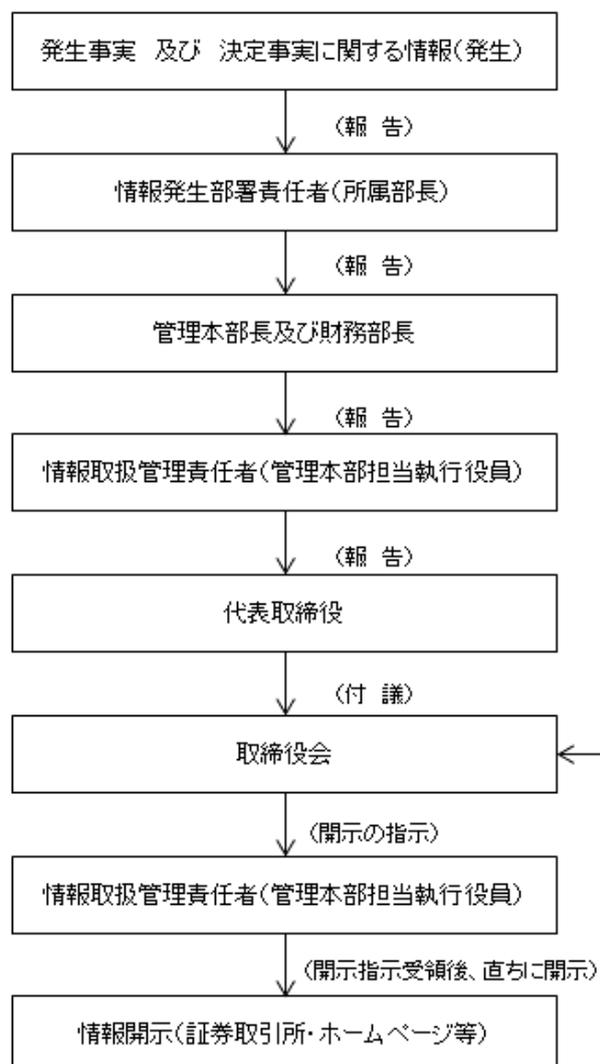
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【情報収集のフロー】



【開示書類作成のフロー】

